

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」といい、〇〇福祉事務所を「福祉事務所」という。）が請求人に対し、平成31年2月4日付けで行った平成30年12月27日を廃止日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

〇〇市内のホテルを一時滞在先にしたことによる廃止、保護費返還は法の趣旨に反し、法63条の返還義務には当たらない。生活する資力がないのであるから、返還要求を撤回し、保護を再開して3月分以降の生活保護費を遡及支給するよう申請する。

請求人は、平成30年12月26日以降、〇〇市以外に宿泊・滞在・生活の拠点を持っていないのだから、実施責任のある福祉事務所が生活保護費を直ちに支給すべきである。

転居については、平成30年に担当職員が当時の居宅を訪問し

た際に、請求人は年内に転居する旨説明している。

請求人は、平成30年12月から翌年1月にかけて、保護基準内で賃貸物件を探す努力をしていたもので、その後2月1日の保護費が口座に振り込まれていたため、新規賃貸物件探しに了承を得たものと承知した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年9月12日	諮問
令和元年10月24日	審議（第38回第3部会）
令和元年11月28日	審議（第39回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法1条によれば、法は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものとされている。
- (2) 法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、

その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項２号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

- (3) 法２６条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (4) したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成１６年３月１８日判決（判例地方自治２６４号９１頁）参照）。
- (5) また、法６１条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。
- (6) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という。）によれば、「失踪とは『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第１９条第１項第２号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低１

週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされている（運用事例集 問2-6の回答1）。

運用事例集 問8-44「長期不在ケースの取扱い」によれば、「6月25日に訪問調査を行ったところ、5月15日にアパートの荷物が搬出され、契約も解除したことが家主の説明から判明した。なお、転出先は不明である。保護費は6月分まで口座に振り込まれており、すでに引き出されていた。」との問いに対し、「この事例のように、転出が明らかであり、所在が不明となった場合には、転出が確認された5月16日付で保護の廃止を行い、5月分保護費の日割りを行った上、5月過払い分は戻入あるいは法第80条により返還免除を行う。また6月分については、不当利得として地方自治法施行令第159条により戻入処理を行う。」と回答されている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 担当職員は、平成31年1月10日にA不動産会社から、同月11日にB不動産会社から、請求人が物件の申込みをしている旨の電話連絡を受けたことから、居住実態の確認のため、同月25日及び同月29日に本件請求人宅を訪問したが、いずれも在宅が確認できず、同月31日に本件請求人宅を管理している不動産会社に架電したところ、請求人が家賃滞納のため本件請求人宅を平成30年12月26日に退去させられており、居住実態がなく、また、請求人の転居先に関する情報はなく、所在地が把握できない状態になっていることを、担当職員はこの

時点で初めて認識したこと、そして、請求人は、本件処分日に至るまでの間、居住地の異動があったことについて、法61条による処分庁への届出を行っていなかったことが、それぞれ認められる。

(2) そうすると、請求人が、処分庁に対し、転居先を届け出ることなく、本件請求人宅を退去したため、処分庁においては、請求人に連絡を取ることができないといった状態が平成31年1月31日の時点において約1か月継続していたことが認められたことから、処分庁が、平成30年12月26日に本件請求人宅を退去した状況をもって、請求人について失踪したものと判断して行った本件処分に不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり、〇〇市内のホテルを一時滞在先にしたことによる保護廃止や保護費返還は法の趣旨に反し、請求人には生活する資力がないことから、3月分以降の生活保護費を遡及して支給すべきなどと主張する。

しかしながら、処分庁は、請求人が平成30年12月26日に本件請求人宅を退去した後の居住地及び現在地については、請求人から何の連絡もないこともあって、〇〇市内にあるのか否かを本件処分の時点で全くこれを知ることができなかったものであり、本件処分が法令等の規定に基づき適正になされていることは上記2のとおりであることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成